

戸 田 市 教 育 委 員 会 会 議 録			
招 集 期 日	平 成 3 1 年 3 月 1 5 日 ( 金 )		
場 所	戸 田 市 役 所 教 育 委 員 室		
開 会	3 月 1 5 日 午 後 3 時 0 0 分		
閉 会	3 月 1 5 日 午 後 5 時 0 5 分		
教 育 長	戸ヶ崎 勤		
教 育 長 ・ 委 員  出 席 状 況	戸ヶ崎 勤	出 席	
	仙 波 憲 一	出 席	
	鈴 木 晃	出 席	
	土 肥 美 奈 子	出 席	
	木 村 雅 文	欠 席	
説 明 員	鈴木教育部長、熊谷次長、清水次長兼教育政策室長、		
	栗津副参事兼教育総務課長、武藤学務課長、		
	教育政策室川和田担当課長、小須田学校給食課長、福田生涯学習課長		
書 記	教育総務課総務担当 山本副主幹、片桐主任		
傍 聴 人	傍聴人5名		

## 会議の経過及び結果

教育長

早いもので今年度最後の定例教育委員会となりました。教育委員の皆さん、事務局職員の皆さん、そして、学校職員等の皆さんのそれぞれの力が結集した正にチーム戸田の教育の取組により、今年度も様々な成果を出すことができました。

さて、昨年4月の定例教育委員会で、「桃太郎」の話を、桃太郎の視点だけではなく、鬼の子の視点で考えるという話をしました。皆で平和に暮らしていた島に突然、桃太郎たちが襲ってきて、皆殺しにして金銀財宝を強奪して行ってしまいましたという話です。そこで、「桃太郎は、もし鬼にも家族がいることを知ったらどうしたいと思うだろう。」と題したテーマで、考え議論する岡山県の公立中学校で行われた道德の授業の話でした。

そして、最近では、「もしも、昔話に出てくる登場人物が、一人称で物語を語ったら」そんな新しい発想から生まれ、昔話を主人公の視点から描いた「一人称童話」シリーズという本が話題になっています。シリーズ1作目は、「桃太郎が語る桃太郎」です。例えば、「ぼくは鬼がこわいと思いました。鬼って巨体で勝てるわけないよ。」など弱気な発言をしたりおじけづいたり弱気な桃太郎像が新鮮に描かれています。2作目は「シンデレラが語るシンデレラ」、3作目は「浦島太郎が語る浦島太郎」となっています。

自ずから主人公の内面が語られる、読者が自然に主人公の気持ちになれる、視点の違いで物語の味わいが変わる、などの特色が読者に好評のようです。特に、「他者の気持ちをくむ格好の教材になる」と評価され、昨年のグッドデザイン金賞にも輝きました。「主役を悪役に描き変えるパロディー化はしない。あくまで原作を敬う。視点を変える体験をしてもらうのが狙いです」と企画した久下裕二さんは述べています。本業は広告のコピーライターで、児童書作りは初めてだそうです。

昔話といえば三人称が当たり前でした。「そのとき桃太郎は」「シンデレラの本心は」などと語られました。それを「鬼の子の立場だったら」「そのとき僕は」「私の本心は」と再構成してみると、一つの物語でも様々な見方

	や考え方が広がるわけです。この多様な物の見方・考え方は、私はA I 時代に向けた読解力や思考力の育成に非常に大切であると思っています。
教 育 長	それでは、ただ今から、平成31年第3回戸田市教育委員会定例会を開会いたします。初めに、前回の会議録の承認ですが、事前に会議録の内容を見ていただいておりますので、御異議がないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。
各 委 員	了承
教 育 長	それでは、会議録に御署名をお願いします。
各 委 員	署名
教 育 長	次に、秘密会となる案件につきましてお諮りいたします。  「報告事項⑤ 平成30年度未来へはばたく人財育成資金（高校奨学給付金）給付決定者について」「議案第15号 平成31年度戸田市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について」は、個人情報及び人事案件となりますので、秘密会で行うこととしてよろしいかお諮りいたします。
各 委 員	異議なし
教 育 長	それでは「報告事項⑤及び議案第15号」は、秘密会とすることに決定いたしました。
教 育 長	はじめに、「教育委員提案について」御報告いたします。以前の教育委員会にて委員より御質問のあった件について報告がございます。  ① 学習系 I C T 環境の情報セキュリティ対策について（鈴木委員）  ② プログラミング教育が目指すものについて（仙波委員）  ③ 給食費の未納対策について（土肥委員）  それでは鈴木委員から御提案のありました「教育委員提案① 学習系 I C T 環境の情報セキュリティ対策について」を事務局より説明願います。
事 務 局	①学習系 I C T 環境の情報セキュリティ対策について報告します。

学習系 I C T 環境の情報セキュリティについて、コンピュータを自由に使用しようとすると、様々な場面で障害となるのが情報セキュリティポリシーなどによる対策です。

「授業で使いたいサイトが見られない」「授業で使いたいソフトがインストールさせてもらえない」「U S B メモリーが使えない」「Google ドライブが使えない」などの御意見は、コンピュータの活用が進めば進むほど増加します。しかしながら、何の制御もせず、何をしても良いということは、情報を守るという観点からは非常に危険な状態となります。今回は、なぜこれらの制御、いわゆる「情報セキュリティ」が必要なのかを含めて御説明いたします。

情報セキュリティは機密性、完全性、可用性の3つの要素をバランス良く配分することで成り立っています。

まず、機密性ですが、情報を不正に利用されないことが求められます。いわゆる住所氏名などの個人情報のほか、成績や健康診断の結果など、機微な情報は漏洩されてはいけない情報です。これらを業務上必要な人を除き触れさせないことが求められます。

次に完全性です。不正アクセスによって勝手に書き換えられたりすることで、正しい情報ではなくなることもそうですが、教職員が間違えて更新、あるいは消してしまった、保管場所を移動してしまった、というものも含まれます。

最後に可用性です。情報は利用できるから価値があります。誰も使えない情報は、もはや情報ではありません。堅いカプセルの中に情報を入れて深海に沈めたら、情報を使いたくても使えない、そういうことでは困るわけです。

これらをバランス良く検討し、情報の機密密度に応じて完全性や可用性を高める工夫をすることになります。

そこで、校務系と学習系をネットワーク上で分割し、校務系の高度な機

密情報は、学習系から直接触れられない環境を整えています。

佐賀県の不正アクセスによる情報漏洩事件では、学習系と校務系のネットワークがIDパスワード程度の認証で分けられていたため、不正アクセスを許す結果となりましたが、戸田市ではネットワークの分割のほか、校務系、学習系それぞれ一人1台の端末配置とすることで、不正アクセスのリスクを低減する手法を採用しています。新たな外部からの脅威が増える今、機密性を更に高める必要があるため、可用性は更に低減されることとなります。

また、学習系情報は、児童生徒の名簿や、子供が写った写真、子供が授業で発表した内容など、機微な情報も包括しています。これらを機密度の高い情報とした場合、インターネットなど外部と接続する環境に機密度の高い情報を配置することになり、可用性より機密性が重要となってしまいます。そこで、名簿情報など必要最低限の情報に限定することで情報漏洩のリスクを回避しています。

学習系における脅威は大きく分けて外的要因と内的要因の2種類があります。外的要因は、インターネットや外部記憶装置利用の際に、外部の悪意ある者により不正行為が行われるもので、コンピュータを使う場合、最優先で対策しなければならないものです。例えば、悪意あるサイトを運営し、サイトに来た者のパソコンに不正プログラムに感染させ、感染パソコンにバックドアを仕掛け、パスワードや情報を盗むといったことが行われます。

内的要因は、内部の悪意ある者により不正行為が行われる場合と内部の悪意のない者により不正行為が行われる場合があり、前者の例では、友達のIDとパスワードを使っていたずらをするというようなことが挙げられます。後者の例では、友達がログインしたままのパソコンを使ってしまい、友達の情報を書き換えてしまうことが考えられます。

外部要因に対する対策ですが、一つ目として、インターネットを利用する際に使用する、インターネット中継サーバーでの対策があります。イン

ターネット上にある多くの悪意あるサイトをデータベース化しており、これらを使ってブロックします。また、不正プログラムやコンテンツを擬似的に実行する環境（サンドボックス）を用いて不正プログラムなどが含まれていないかを見抜くことができます。

二つ目として、不正プログラム対策ソフトがあります。一般的にも使用されております、パソコンに保存、実行される不正プログラムを駆除するソフトウェアで、ウイルス駆除が行われると管理者に通知が出たり、遠隔でログを収集したりすることも可能です。

内部要因に対する対策としては、先程の外部要因にもありましたインターネット中継サーバーにて教育上ふさわしくないサイトをフィルタリングしています。ただし、疑わしきは拒否するのが情報セキュリティの考え方ですので、関連サイトが道連れになってしまうこともあります（YouTubeなど）。

このほか、資産管理システムによる端末操作ログの取得を行っております。どちらかと言うと、未然に防ぐ性質ではなく、内部要因に対する事後処理として「何をしていたのか」を操作ログで調査することとなります。実際に、いつ、どこで、誰が、何を行っていたのかを確実に証拠として保存することになります。

このような情報セキュリティに関する取り決めは、平成24年に現行の戸田市学校情報セキュリティポリシーの策定により明文化されました。平成29年には、文部科学省が教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを策定しました。これを受け、同年から戸田市学校情報セキュリティポリシーを改定すべく準備を進めております。

資料12ページは、冒頭に申し上げたコンピュータの活用が進めば進むほど増加する要望です。今後は、校務系が機密性向上のため厳しくなる反面、学習系の可用性を高めることが可能となってくるため、このような意見も踏まえた環境構築が可能となり、授業での自由度を高めていくことができます。当然、許可できないこともあります。

	<p>「授業で使いたいソフトがインストールさせてもらえない」ということについては、不正プログラムかどうか判別が必要ですし、USBメモリーは紛失の恐れがあり、また、Google ドライブで代替できるのではないかとということがあります。</p> <p>今後も、新しい技術などにより、より効率的で効果的な手法が生まれることを踏まえ、その時代に合った情報セキュリティ環境構築を目指してまいります。</p>
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	情報セキュリティポリシーについてよくわかりました。学校現場からすると、規制をどこまでかけるか、機能制限の方針をしっかりと決めて示してほしいのではないのでしょうか。また、授業で使用するコンテンツ等、自由度を高められるように研究していただきたいと思います。
教 育 長	今、オープンクラウドやパブリッククラウドなど、情報セキュリティ環境の概念が変化してきています。技術の進歩により、風穴が空く時期が来るのではないかと考えています。
委 員	授業中、YouTube を見ることはできますか。
事 務 局	フィルタリングで有害サイトにアクセスできないよう制限をかけていますが、YouTube やNHK for schoolなどは個別に制限を外すよう対応しています。
教 育 長	<p>どのように運用していくか大変悩ましい問題で、一自治体だけではできることにも限界があります。今が様々な技術の過渡期なのかもしれず、近い将来、光が見えてくることを期待しています。</p> <p>国の会議でも、SINET、eduroam、GakuNinなどの利活用など様々な議論が続いています。</p>
教 育 長	続きまして、仙波委員から御提案のありました「教育委員提案② プログラミング教育が目指すものについて」を事務局より説明願います。

事務局

②プログラミング教育が目指すものについて報告します。

プログラミング教育の目的につきましては、国の有識者会議において、難しいプログラミング言語を習得するといったものではなく、子供たちが体験をとおして身近な生活でコンピュータが活用されていることや、プログラミング的思考を身に付けること、また、コンピュータの働きを自分の生活に生かそうとする態度を身に付けることなどとされています。

そこで、本市における「プログラミング教育が目指すもの」については、資料13ページの上部に示した3つの資質・能力、上から「問題解決・学び方としてのプログラミング的思考」、「初歩的なプログラミングのリテラシー」、「プログラミングを生活に生かそうとする態度」の育成と設定いたしました。これは、新学習指導要領で新たに示された三つの資質・能力、すなわち「思考力、判断力、表現力等」、「知識及び技能」、「学びに向かう力、人間性等」と対応したものになっております。また、プログラミング的思考については、右側にお示したように、抽象的な課題を、解決可能な具体的なタスクに落とし込み、解決のための道筋を考えたり、タスクの組み合わせを試行錯誤したりしながら、よりよく問題解決を実行する力と捉えております。

具体的には、黒い枠の中に示した「課題発見解決の流れ」自体を体験しながら、資質・能力を育むことが大変重要であると考えています。実際の社会において課題解決をする際に、抽象的な解決すべき課題を具体的な複数のタスクに落とし込み、さらにそのタスクの解決の順序を考え、効率的な解決を目指していきます。また、思ったとおりに進まないときには、その改善策をチームで協働的に考え、よりよい課題解決の手順や方法を検討し実行していきます。

この流れの中で、具体的にどのような力が身につくのかを示したものが、その下にある図の青、緑、赤の力です。青のプログラミング的思考については、「試行錯誤する力」、「分解・記号化」、「組み合わせ」、緑のプログラミングリテラシーは「初歩的なコーディングスキル」、「ICTリテラシ

一)、赤の育まれる態度については「協働的に課題解決に取り組もうとする態度」、「粘り強くやり抜く態度」「生活に生かそうとする態度」となります。特に、黄色のところは「課題発見・解決の流れ」の中の関連の強さを表しています。例えば、青のプログラミング的思考にある「分解・記号化」は課題解決の流れにおける「具体的なタスクに落とし込む」とことと関わりが強いことを表しています。

なぜこれらの力の育成をプログラミング教育で行うのか、その理由は、一番下に記載した「プログラミング教育の学びの特長」にあります。これまでの学校教育の中では、「子供が与えられた課題を解決する活動」は数多く行ってきていますが、子供たち自身が課題を発見設定し、解決するための道筋を考え、それに向かって「具体的なタスクを設定する活動」は、あまり行っていないと言ってもよいかと思えます。このような活動を行っているのは主に特別活動や総合的な学習の時間などですが、これらの学習においては、結果のフィードバックに時間がかかること、間違ったところのやり直しがすぐには難しいことなどがあげられます。一方、プログラミングの教材は、「ひとつの課題を解決するために、具体的な複数のタスクの設定が必要なこと」や「実行後に即時のフィードバックがあり、トライ&エラーによる試行錯誤の活動が行いやすいこと」などの特長があります。これは他の教科の学習にはあまりみられない特長といえます。このためプログラミング教育では、「試行錯誤し、よりよく問題解決を実行する力」といったプログラミング的思考などの育成が可能であると考えています。

最後になりますが、資料14ページにはプログラミング教育が求められる背景、資料15ページには、プログラミング教育に熱心に取り組んでいる教師のアンケート結果を載せています。アンケート結果からは、多くの教師がプログラミングの授業をとおして、子供たちにコミュニケーション力や、やり抜く力等が身につくと感じています。また、普段特別な配慮を要する子などが活躍し、友達に称賛され、自信を深めたという結果も出ており、様々な学びの側面があると考えられます。今後は、これらのことも含め、プログラミング教育を一層推進していきたいと考えています。

教育長	何か御質問等がありましたら伺います。
委員	プログラミング学習は週何回あるのですか。
事務局	今年度は、総合的な学習の時間の中で年3時間、さらに発展的な学習として、各教科の中で実施しています。総合的な学習の時間での実施時間は段階的に増やし、最終的には年10時間とする予定です。
委員	正にそれがプログラミング教育だと思います。ツールを学ぶのではなく、考え方を学ぶという意味で発展性があると思います。それぞれの教科の中でどのように発展していくのか、大変期待しています。
事務局	総合的な学習の時間で基礎的な考え方を学び、そこから各教科に発展するという方法は、文科省の手引きでもそのように記載されています。各教科と関連付け、全体のカリキュラムの中でどのようなプログラミング的思考が育つのか体系化していきたいと考えております。
委員	プログラミング的思考を身につけることにより、自然に様々な教科に興味を持ってくれたらいいなと思います。
教育長	プログラミング教育の狙いの一つは、「やった、できた」が味わえる達成感です。できる喜びを子供たちに味わわせたいと考えています。
教育長	続きまして、土肥委員から御提案のありました「教育委員提案③ 給食費の未納対策について」を事務局より説明願います。
事務局	③給食費の未納対策について報告します。  はじめに、学校給食費の未納状況について、資料16ページ「学校給食費未納調べ」を御覧ください。過去7年間の状況でございます。平成23年度には509万6千円の収入未済額がありましたが、平成24年度に「学校給食費未納対策マニュアル」を作成し、現年度分は各学校で、過年度分については、学校給食課で対応することとし、それぞれの役割分担に従い未納対策に取り組んでまいりました。その結果、平成27年度は、170万6千円まで収入未済額が減少しましたが、平成29年度では、207万

	<p>3千円となっております。</p> <p>今年度の状況ですが、資料の「過年度分未納額の状況」のとおり、平成31年2月27日現在の未納額は、159万9千円余りとなっております。また、平成27年2月から受給者の申し出による児童手当からの徴収に取り組み、資料の「児童手当からの徴収状況」のと通りの徴収実績となっております。</p> <p>これまで、過年度分における未納対策として、督促状の送付、電話催告、家庭訪問、児童手当からの徴収などの対策を行ってまいりました。しかし、納付の意思を表さないなど、負担の公平性の観点からも適切な対策が求められることから、給食費の未納がある保護者のうち、全く反応がない9世帯に対し、法的措置として、裁判所（簡易裁判所）による徴収手続である支払督促の申し立てを昨年1月から実施してまいりました。</p> <p>この支払督促は民事訴訟法に基づくもので、支払督促に対して支払がない、異議申し立てがなかったものについては、引き続き、仮執行宣言申立を行い、裁判所を通じて仮執行宣言付支払督促が発付され、これに異議申し立てがなかったときは、仮執行宣言付支払督促が確定し、強制執行の手続きをとることが可能となるものです。</p> <p>法的措置の状況は、資料の「法的措置の実施状況」のとおり、9世帯中3世帯が完納し、1世帯から分割納入の申し出がありました。残り5世帯に対しては、裁判所へ強制執行の申立てが可能ですが、申立てを行うには、差し押さえるべき相手方の財産を調査特定する必要があります。</p> <p>学校給食費については、市税徴収のように法的な調査権がないことから、財産の調査特定が課題となり、差押えの申立てに至っておりません。一方、財産調査を裁判所から関係先に照会を可能とする民事執行法改正案が2月に国会に提出されたため、法案の動向に注視してまいりたいと考えております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>何か御質問等がありましたら伺います。</p>

委 員	保護者とのトラブルはありますか。
事 務 局	通知を受け取らない、転出、無視など、対応が難しいと感じています。
委 員	定期的に報告をお願いします。
教 育 長	法的措置をすることについて周知は行っていますか。
事 務 局	提出していただく誓約書に記載し、全保護者に周知しています。
教 育 長	<p>それでは他に御質問等がないようですので、続きまして、「報告事項」について申し上げます。本日は「その他」を含めまして6件の報告がございます。</p> <p>① 平成31年度施政方針・教育関連総括質問について</p> <p>② 平成31年第2回戸田市議会定例会（3月）教育関連一般質問及び常任委員会について</p> <p>③ 体罰に係る実態把握について</p> <p>④ 平成31年度高等学校進学予定者数について</p> <p>⑤ 平成30年度未来へはばたく人財育成資金（高校奨学給付金）給付決定者について</p> <p>⑥ その他</p> <p>秘密会以外の詳細につきまして、各所属長より報告いたします。なお、御質問につきましては、すべての報告が終了したのちに伺います。</p>
事 務 局	<p>①平成31年度施政方針・教育関連総括質問について報告します。</p> <p>別冊の平成31年度施政方針を御覧ください。今回の議会で市長から施政方針が出されました。教育委員会に関する部分は、5ページ中頃から6ページのはじめまでと、9ページの最後から11ページの中段にかけてとなっております。21ページを御覧ください。施政方針に対する総括質問は、四つの会派から出されました。戸田の会の酒井議員からは、小中学校体育館へのエアコン整備について、公明党の三浦議員からは、同じく小中学校体育館へのエアコン整備について及びスクールカウンセラーと不登校</p>

	<p>対策について、22ページの下段から24ページの平成会の伊東議員からは、教育政策シンクタンクについて、ICTの教育環境及び市民大学等について、24ページ下段から25ページの共産党の花井議員からは、小中学校体育館のエアコン設置について及び給食費の第3子以降の半額補助について質問が出されました。答弁内容は資料記載のとおりです。</p>
事務局	<p>②平成31年第2回戸田市議会定例会（3月）教育関連一般質問及び常任委員会について報告します。</p> <p>今回は2名の議員から教育委員会に対し一般質問が出されました。その質問内容と答弁内容につきましては、資料1ページから5ページに掲載しております。むとう議員からは、不登校児童生徒について、教育相談業務の委託事業化等について質問が出されました。林議員からは、今年度から始まった戸田市のコミュニティ・スクールについて及び本市のこれまで進めてきた教育改革について質問が出されました。各答弁の詳細は、資料記載のとおりです。</p>
事務局	<p>③体罰に係る実態把握について報告します。</p> <p>埼玉県教育委員会からの体罰に係る実態把握の依頼に基づき、1月18日から2月1日にかけて保護者・教職員にアンケート調査を実施しました。</p> <p>体罰事案は小・中学校ともに0件でした。また、体罰には該当しないが不適切と思われる指導が小学校、中学校で4件ずつございました。</p> <p>今後、今回の調査結果を踏まえ、引き続き体罰禁止の徹底を図るとともに、暴言等の不適切な指導についても行われることがないように、これまで以上に校長会・教頭会と連携し、教職員の体罰に対する認識や意識を高めさせ、児童生徒一人一人を大切にされた指導ができるようにしてまいります。</p>
事務局	<p>④平成31年度高等学校進学予定者数について報告します。</p> <p>本日配付の別添資料を御覧ください。1ページ目は進路状況の概要になります。31年度の県立高校入学予定者は、昨年度より3ポイント増えて全体の59.5%でした。また、私立高校入学予定者は、全体の34.6%</p>

	<p>でした。ここ数年は、公立と私立の割合が6対4くらいに落ち着いた感じとなっております。また、国立、特別支援学校、サポート校等の入学予定者は54名、その他の進路は9名となっております。</p>
教 育 長	<p>次に⑥その他ですが、事務局より何かありますか。</p>
事 務 局	<p>特になし</p>
教 育 長	<p>以上で、「報告事項」が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。</p>
委 員	<p>報告事項③について、教師の指導力、学級経営力はどうなのでしょう。</p>
事 務 局	<p>一概には言えないのですが、子供たちが納得しているかどうか、子供たちと教師との信頼関係なのだと思います。</p>
教 育 長	<p>懲戒は認められていますが、体罰は絶対にいけませんので、このような調査を契機にさらなる意識啓発等をしていかなければならないと考えています。</p>
委 員	<p>保護者としては、このようなアンケートに記載されることを恐れて子供と関わらない先生のほうが信頼できません。子供や保護者からの一方的な意見だけではなく、ぜひ先生の意見も聞いてほしいと思います。</p>
事 務 局	<p>アンケートだけでなく、日々報告を管理職に上げており、校長が確認しています。管理職も一緒になって信頼関係を築いていきます。</p>
委 員	<p>体罰と不適切指導との区別は何でしょうか。</p>
教 育 長	<p>具体的事例については、文部科学省から児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例が出されており、その事例を参考に、総合的に判断することになります。</p>
教 育 長	<p>報告事項④の高等学校進学予定について、例年と変化したことはありますか。</p>
事 務 局	<p>県立学校の合格者が増えました。</p>

教 育 長	専門学科への進学など、多様な進路指導ができるようにしていきたいと 思います。
教 育 長	それでは、他にないようですので、続きまして、「議案第10号 戸田市 教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）について」事務局 より説明願います。
事 務 局	主な改正は、学校給食センター設置及び管理条例の改正にあわせ、第3 条の学校給食課の事務分掌を改正するものです。また、本規則を全般的に 見直し、文言の整理、職務の整理等を行ったものです。具体的な改正箇所 は、資料3ページ以降の新旧対照表下線部分です。
教 育 長	以上で説明が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	それでは、特に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第10 号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、議案第10号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きまして、「議案第11号 戸田市立学校給食センター設置及び管理 条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（案）について」 事務局より説明願います。
事 務 局	本規則につきましては、昨年11月の第12回教育委員会定例会にて一 部改正の議決をいただいたところですが、今回、来年度から実施する「戸 田市学校給食費補助金」の交付に係る根拠規定を設けるため施行規則の一 部を改正するものです。  この時期に提案することとなりましたのは、地方自治法の規定により予 算を伴う規則の改正については、予算上の措置が的確に講ぜられることと なった後に改正することとなるため、本日の提案となった次第です。  本日配付資料2ページの新旧対照表を御覧ください。第4条第3項に補

	助金の交付に係る根拠規定を加えるものです。施行日につきましては、公布の日とするものです。
教 育 長	以上で説明が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	それでは、特に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第 1 1 号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、議案第 1 1 号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きまして、「議案第 1 2 号 戸田市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）について」事務局より説明願います。
事 務 局	<p>前回の定例会におきまして、消費税率が今年の 1 0 月 1 日から現行の 8 %から 1 0 %に引き上げられることに伴い、教育センターの会議室等の使用料の改正を御承認いただきました。</p> <p>このたびの改正は、教育センター条例施行規則に定められているビデオプロジェクターの使用料の改正です。資料 9 ページの新旧対照表のとおり 1, 000 円から 1, 040 円に改正いたします。</p>
教 育 長	以上で説明が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	それでは、特に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第 1 2 号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、議案第 1 2 号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きまして、「議案第 1 3 号 戸田市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則（案）について」事務局より説明願います。
事 務 局	資料 1 2 ページの新旧対照表を御覧ください。第 6 条において、奨学生、連帯保証人が住所を変更するときには身上異動届により届け出ることが定

	<p>められていますが、親権者については特に規定がされておられません。親権者が貸し付けた奨学金を返済していたり、親権者あてに通知をするよう依頼されていたりする場合もあるため、親権者の異動も把握する必要があり、親権者も身上異動届による届出の対象とするものです。</p> <p>次に15ページを御覧ください。租税特別措置法の規定により、奨学資金借用証書の作成に当たり、本市奨学金制度においては、印紙税が非課税とされております。その旨を借用証書に明記する必要がありますが、今般、租税特別措置法の改正に伴い、引用条文の番号に変更があったため、当該箇所について修正するものです。</p> <p>なお、施行期日は公布の日からとするものです。</p>
教 育 長	以上で説明が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	それでは、特に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第13号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、議案第13号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	続きまして、「議案第14号 戸田市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令（案）について」事務局より説明願います。
事 務 局	<p>資料18ページの新旧対照表を御覧ください。表彰状用の埼玉県戸田市教育委員会印の寸法は、別表にて方45mmと定められておりますが、表彰状の大きさにより押印する公印の大きさを大・小変更いたしたく、方30mmか方45mmどちらか選択できるようにするため、現在の方45mmだけでなく、方30mmを別表に追加するものです。</p> <p>なお、施行期日は公布の日からとするものです。</p>
教 育 長	以上で説明が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	それでは、特に質問等がないようですので、打ち切ります。議案第14

	号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
委 員	異議なし
教 育 長	異議なしと認め、議案第14号は提案内容のとおり議決いたします。
教 育 長	次に、次第の6その他の「次回の教育委員会の日程（案）」について、事務局より説明願います。
事 務 局	次回、教育委員会定例会の日程ですが、4月25日（金）午後4時からの開催について、お伺いいたします。
教 育 長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおりでよろしいでしょうか。
各 委 員	了承
教 育 長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおり決定いたします。次に、その他ですが、事務局から何かございますか。
事 務 局	特になし
教 育 長	その他に委員から教育委員提案のテーマについて何かございますか。
委 員	教育シンクタンクの設置やEBPMの推進等、今後の展望について説明してください。
事 務 局	承知いたしました。
教 育 長	先月以前に、既に御提案いただいているものについても、順次報告願います。
事 務 局	承知いたしました。
教 育 長	それでは、「報告事項⑤及び議案第15号」を議題といたします。秘密会とすることに決定しておりますので、説明員で議案に関係する職員以外は退席願います。

